

○環境省告示第五十三号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）第九条の四の規定に基づき、平成八年九月環境庁告示第五十五号（水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づき環境大臣が定める測定方法）の一部を次のように改正し、平成三十一年三月二十日から適用する。

平成三十一年三月二十日

環境大臣 原田 義昭

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
|-----|-----|

## 別表

| 有害物質の種類  | 測定方法   |
|----------|--|
| (略)      | (略)  |
| シアン化合物   | 規格K〇一〇二の三十八・一・二(規格K〇一〇二の三十八の備考十一を除く。以下同じ。)及び三十八・二に定める方法、規格K〇一〇二の三十八・一・二及び三十八・三に定める方法、規格K〇一〇二の三十八・一・二及び三十八・五に定める方法又は昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「環境基準告示」という。)付表一に掲げる方法 |
| (略)      | (略)  |
| 六価クロム化合物 | 規格K〇一〇二の六十五・二(規格K〇一〇二の六十五・二・七を除く。)に定める方法(ただし、規格K〇一〇二の六十五・二・六に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K〇一七〇―七の七のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)  |

## 別表

| 有害物質の種類  | 測定方法   |
|----------|--|
| (略)      | (略)  |
| シアン化合物   | 規格K〇一〇二の三十八・一・二及び三十八・二に定める方法、規格K〇一〇二の三十八・一・二及び三十八・三に定める方法又は規格K〇一〇二の三十八・一・二及び三十八・五に定める方法                |
| (略)      | (略)  |
| 六価クロム化合物 | 規格K〇一〇二の六十五・二に定める方法(ただし、規格K〇一〇二の六十五・二・六に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K〇一七〇―七の七のa)又はb)に定める操作を行うものとする。) |

|                     |  |
|---------------------|--|
| (略)                 | (略)  |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 環境基準告示付表二に掲げる方法  |
| アルキル水銀化合物           | 環境基準告示付表三に掲げる方法  |
| ポリ塩化ビフェニル           | 環境基準告示付表四に掲げる方法  |
| (略)                 | (略)  |
| チウラム                | 環境基準告示付表五に掲げる方法  |
| シマジン                | 環境基準告示付表六の第一又は第二に掲げる方法   |
| チオベンカルブ             | 環境基準告示付表六の第一又は第二に掲げる方法   |
| (略)                 | (略)  |
| ふっ素及びその化合物          | 規格K〇一〇二の三十四・一(規格K〇一〇二の三十四の備考一を除く。)若しくは三十四・四(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約二百ミリリットルに硫酸十ミリリットル、りん |

|                     |  |
|---------------------|--|
| (略)                 | (略)  |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「環境基準告示」という。)付表一に掲げる方法  |
| アルキル水銀化合物           | 環境基準告示付表二に掲げる方法  |
| ポリ塩化ビフェニル           | 環境基準告示付表三に掲げる方法  |
| (略)                 | (略)  |
| チウラム                | 環境基準告示付表四に掲げる方法  |
| シマジン                | 環境基準告示付表五の第一又は第二に掲げる方法   |
| チオベンカルブ             | 環境基準告示付表五の第一又は第二に掲げる方法   |
| (略)                 | (略)  |
| ふっ素及びその化合物          | 規格K〇一〇二の三十四・一若しくは三十四・四に定める方法又は規格K〇一〇二の三十四・一。(注)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び環境基準告示 |

|           |  |
|-----------|--|
|           | <p>酸六十ミリリットル及び塩化ナトリウム十グラムを溶かした溶液とグリセリン二百五十ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、規格K〇一七〇一六の六図三注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K〇一〇二の三十四・一・一。(注<sup>2)</sup>第三文及び規格K〇一〇二の三十四の備考一を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表七に掲げる方法</p> |
| (略)       | (略)  |
| 一・四一ジオキサン | 環境基準告示付表八に掲げる方法  |

|           |                 |
|-----------|-----------------|
|           | 付表六に掲げる方法       |
| (略)       | (略)             |
| 一・四一ジオキサン | 環境基準告示付表七に掲げる方法 |